

※年間を52週と考え、高等学校では週休日・祝日の休養日と平日の休養日の合計を52日以上設けましょう。

実施状況 1:週休日・祝日の活動日 2:週休日・祝日の休養日 3:平日の活動日 4:平日の休養日

「2・4」の計 164 日[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible]